

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正（案）」に対する意見募集を行った結果、1名の方及び1団体から計2件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
規制対象について	<p>現在施行されている「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」では、コンクリート、アスファルトの再生骨材、焼却灰を原料にした再生骨材や天然の砂利は、土砂等に含まれていないので、引き続き改正した条例では土砂等の対象にしないこと、また、盛土規正法の対象にしないことを要望します。</p>	<p>再生骨材や砂利等について、引き続き土砂条例の規制対象外とする予定です。 盛土規制法の取扱いについては、今回の意見募集の趣旨には沿いませんので御意見として伺いました。</p>
盛土規制法との関係について	<p>重複部の改正については基本的に賛成です。 盛土規制法、土砂条例との関連性がよく理解できません。 全てを関連して説明できる部署はないでしょうか。</p>	<p>御理解をいただき、ありがとうございます。 盛土規制法が土砂条例の規制内容を包含しているため、「災害発生防止」関連規定は条例から削除する改正を行うものです。 土砂条例については環境森林部が所管し、盛土規制法については環境森林部と県土整備部が共管します。</p>